高森町女性活躍環境整備事業補助金交付要綱

　（趣旨)

第１条　この要綱は、高森町補助金等交付規則(平成１７年規則第２３号)に定め

るもののほか、高森町女性活躍環境整備事業補助金（以下「補助金」とい

う。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

　（補助金の目的）

第２条　この補助金は、町内の事業者等が実施する女性が安心して働くことが

できる職場環境づくり（以下「環境整備」という。）を支援することで企業の

誘致及び女性の雇用の促進を図り、女性の活躍及び企業の人材確保並びに経

営基盤の強化に資することを目的とする。

　（対象事業）

第３条　補助金の対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

* 1. 女性従業員が専用に使用するためのキッズスペース・トイレ・更衣室及び休憩室を設置する工事。ただし、既存施設の改修、更新及び備品の購入は除く。
	2. 女性従業員のカウンセリングに要する経費
	3. その他女性の労働環境の整備に要する経費

　（補助対象者）

第４条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす事業所とする。

1. 高森町に本社又は事業所を有する事業所
2. 従業員が２０人以上で、その内半数以上が女性従業員であること。
3. 事業所内での一週間所定就労時間が４日以上、２０時間以上の女性従業員であること。

　　　※従業員とは、雇用形態の如何を問わず、事業所内で就労するものも従業

　　　　員として取り扱うものとする。

　（補助金の交付額）

第５条　補助金の交付額は、対象経費の１０分の１０以内とし、３００万円を上

限とする。

２　その他町長が必要と認める場合には、当該年度予算の上限を定めて補助金を交付できるものとする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助対象者は、町長が別に定める申請期限までに高森町女性活躍環境整備事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）(様式第１号)を町長に提出しなければならない。

　（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審

査し、補助金の交付の可否及び額を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定に基づき高森町女性活躍環境整備事業補助金交付決定通知書（以下「補助金交付決定通知書）という。）（様式第２号）または、高森町女性活躍環境整備事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（申請事項の変更）

第８条　前条の規定により補助金交付決定を受けた申請者で、次の各号に該当

する場合は、速やかに高森町女性活躍環境整備事業補助金変更(中止・廃止)等

承認申請書(様式第４号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 事業の実施個所の変更等主要な内容の変更
2. 交付対象経費の変更
3. 補助対象事業を中止し、又は、廃止しようとする場合

（変更交付決定等）

第９条　町長は、前条の申請において、内容を審査したうえ、適当と認める時は、

変更内容を決定して、高森町女性活躍環境整備事業補助金変更交付決定通知

書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第１０条　補助金の交付決定を受けた誘致企業は、補助対象事業が完了した場合は高森町女性活躍環境整備事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書は、事業終了の日から３０日以内又は補助金の交付決定

のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに提出しなけ

ればならない。

（補助金額の確定）

第１１条　町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、速やかに当該報告

書の審査を行い、交付すべき補助金額を確定し、高森町女性活躍環境整備事

業補助金確定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１２条　町長は、前条の規定により補助金額を確定した後において、補助金を

申請者に交付するものとする。ただし、補助事業の執行上、補助金の交付決

定後補助事業の実施前に必要と認める場合は、交付決定額を概算払いで交付

することができる。

２　申請者は、補助金の交付を受けようとする場合は、高森町女性活躍環境

整備事業補助金交付（概算払い）請求書（様式第８号）を町長に提出しなけ

ればならない。

（補助金交付の取消し）

第１３条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交

付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2)　対象事業を実施しなかったとき。

(3)　申請の内容と事実が著しく異なったとき。

(4)　その他町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第１４条　町長は、補助金の交付を取り消した場合においては、当該取消しに係

る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該申請

者に対し返還を命ずるものとする。

２　補助を受けた企業は、対象事業の実施後において、既に交付を受けた補助金に残額がある場合は、当該残額を町長に返還しなければならない。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、その他必要なものは、町長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。